

# 会 議 録

会議の名称	第1回小金井市公共下水道事業審議会
事務局	環境部下水道課業務設備係
開催日時	平成30年8月20日(月)
開催場所	小金井市市民会館萌え木ホールA会議室
出席者	委員 浦谷 規、楠元 克成、貞包 秀浩、南 恵子、齋藤 徹子、 野崎 玲子
	理事者 市長 西岡 真一郎
	事務局 環境部長 柿崎 健一、下水道課長 本木 直明、 業務設備係長 落合 兼二郎、工務維持係長 大澤 勉、 主査 小林 君男、主事 鎌田 莉央
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	別紙のとおり
会議結果	別紙「審議経過」のとおり
提出資料	第1回審議会資料
その他	なし

## 1. 委員の委嘱について

小金井市公共下水道事業審議会の委嘱について、小金井市長から委員6名に委嘱状の交付を行う。(1名欠席)

## 2. 市長からの挨拶

市長が挨拶を行う。

## 3. 自己紹介

委員6名の自己紹介後、事務局6名の自己紹介を行う。

## 4. 会長の選出

小金井市公共下水道事業審議会の会長を指名推薦により選出する。

会長：浦谷 規

## 5. 副会長の選出

小金井市公共下水道事業審議会の副会長を指名推薦により選出する。

副会長：楠元 克成

## 6. 小金井市下水道事業の現状について

下水道課長より、第1回審議会資料を用い、小金井市下水道事業の現状について説明を行う。質疑応答における内容は以下の通り。

(浦谷会長)

資料P7の図の工場についている汚水ますに市のマークがあるのか。その先が市が管理する下水道ということでしょうか。

(下水道課長)

工場でも個人宅でも市の本管に接続する直前のますが、市のマークのついてい公共ますといい、市の管理となる。公共ますから個人宅側は、個人の管理となり、公共ますから先を市で管理している。

(貞包委員)

資料P9の合流式の図について、塀の左側に家庭の雨水と汚水の合流ますがあるが、これは個人管理のものか。

(下水道課長)

市で管理する。市町村により公共ますを宅地内につけるか、宅地外につけるか違いがある。市のマークがあれば、宅地内であっても市の管理となる。

(貞包委員)

家を壊して改築する場合はどうなるか。

(下水道課長)

今まであった公共ますをそのまま使うのであれば変更はない。建設会社や個人の意向で公共ますの位置を変えたい場合は、自費で工事していただき、公共ますを市へ移譲してもらい、その後の管理は市で行うこととなる。

## 7. その他

(貞包委員)

昨年の下水道使用料審議会では、すでに答申しているが、今回のこの会では、市から諮問事項はあるのか。

(事務局)

今回はまだ諮問事項はない。前回に下水道使用料の区分の見直しについて答申をいただき、平成31年4月より区分を変更する。平成32年4月には公営企業法を適用し、インフラの再構築も行っていく。今後は、下水道使用料をいかに

利用して経営していくかが課題となる。その課題を市民の意見を取り入れ進めていくものとしてこの小金井市公共下水道事業審議会を立ち上げた。

今後は、事務局から資料等を提供し、その中から提案等を出していただきたい。下水道使用料の検討が発生した際は、市から諮問があると思われる。

(貞包委員)

平成31年4月の区分変更は市議会に提出しているのか。

(事務局)

平成30年3月の第1回定例会で議決している。今後、市民へ周知していくところである。

(貞包委員)

区分変更といっても、10m<sup>3</sup>から8m<sup>3</sup>への変更と、30m<sup>3</sup>からの区分新設に関わる部分は負担増になる。平成31年4月まで時間もないので、ちゃんと市民に理解してもらえるのか。

(事務局)

市議会でも審議された点であるので、市民に対しては理解いただけるよう十分に周知したい。

(事務局)

会議録の取扱いについては、前回の下水道使用料審議会と同様に要点記録とし、記載事項については、審議会の名称、日時、場所、出席者、傍聴の可否、傍聴者数、会の次第、要点記録、提出資料及びその他必要事項としたい。審議会開催後に、事務局が会議録(案)を作成し、委員に内容を確認いただき、調整後の会議録(案)を会長に確認いただき承認を受けるようにしたい。

(浦谷会長)

事務局の提案通りに会議録を作成することに意義はあるか。

(委員)

異議なし。

(浦谷会長)

事務局の提案通りに会議録を作成することとする。

最後に、環境部長より挨拶があり、閉会した。

以上

\*各議題の会議録・資料については、図書館本館、議会図書館(小金井市役所本庁舎4階)、情報公開コーナー(小金井市役所第二庁舎6階)にて閲覧できます。